

## 管 理 規 程

### 埼玉県公営企業管理規程第七号

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和四年四月十五日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

埼玉県企業職員就業規程の一部を改正する規程

埼玉県企業職員就業規程（昭和三十八年埼玉県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「、管理部長」を削り、「及び技術評価幹」を「、技術評価幹、総務課長、財務課長、地域整備課長、主席工事検査員及び地域整備事務所長」に改め、同項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。